

府子本第292号
令和3年4月1日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について

平成27年7月13日付けで「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」（府子本第202号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）

（下線部は変更点）

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| 府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日 第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日 第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日 第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日 第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日 第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日 | 府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日 第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日 第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日 第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日 第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日 第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日 |
| <u>第六次改正 府子本第 292 号</u> <u>令和 3 年 4 月 1 日</u> | |
| 各 都道府県知事 殿 | 各 都道府県知事 殿 |
| 内閣総理大臣 (公印省略) | 内閣総理大臣 (公印省略) |
| 子ども・子育て支援整備交付金の交付について | 子ども・子育て支援整備交付金の交付について |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>第 1 条から第 7 条 （略）</p> <p>（国の財政上の特別措置）</p> <p>第 8 条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表 3 及び 4 に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第 7 条による。）</p> <p>ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 条）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原</p> | <p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>第 1 条から第 7 条 （略）</p> <p>（国の財政上の特別措置）</p> <p>第 8 条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表 3 及び 4 に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第 7 条による。）</p> <p>ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 条）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>諸島のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算するものとする。</p> | <p>原諸島のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、<u>交付基礎額を算出</u>するものとする。</p> |
| <p>第9条から第15条 (略)</p> | <p>第9条から第15条 (略)</p> |
| <p>(額の確定) 第16条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うこと。</p> | <p>(額の確定) 第16条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うこと <u>(継続事業の場合を除く。)</u>。</p> |
| <p>第17条から第18条 (略)</p> | <p>第17条から第18条 (略)</p> |

| 改正後 | | | | | | 現行 | | | | | |
|--------------------|--------|-------------------|--------------------|--|--|--|--------|-------------------|---------------------------------|--|--|
| 別表 1 | | | | | | 別表 1 | | | | | |
| 算定基準 | | | | | | 算定基準 | | | | | |
| 1区分 | 2整備区分 | 3種目 | 4基準額 | 5対象経費 | 6負担割合 | 1区分 | 2整備区分 | 3種目 | 4基準額 | 5対象経費 | 6負担割合 |
| 放課後児童クラブ（1支援単位あたり） | 創設及び改築 | 本体工事費 | 28,659千円 | 放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。） | 市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6) | 放課後児童クラブ（1支援単位あたり） | 創設及び改築 | 本体工事費 | 28,152千円 | 放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。） | 市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6) |
| | | 賃借料加算 | 6,658千円 | 新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用 | 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 2/9 (1/2) | 賃借料加算 | | 6,658千円 | 新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用 | 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 2/9 (1/2) | |
| | | 特殊付帯工事費 | 17,246千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4) | 特殊付帯工事費 | | 16,941千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4) | |
| | | 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 | 1,521千円 2,264千円 | 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合 | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4) | | 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 | 1,494千円 2,224千円 | 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合 | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 |

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|-------|-----------|----------|---|--|-----------|----------|---|
| | | | 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | | | | 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 |
| 拡張 | 本体工事費 | | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 | 放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 | 本体工事費 | | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 |
| | 賃借料加算 | 6,658千円 | | 新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。) | 賃借料加算 | 6,658千円 | |
| | 特殊付帯工事費 | 17,246千円 | | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | 特殊付帯工事費 | 16,941千円 | |
| 大規模修繕 | 本体工事費 | | 通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 | 本体工事費 | | 通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 |
| | 特殊付帯工事費 | 17,246千円 | | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | 特殊付帯工事費 | 16,941千円 | |
| | 仮設施設整備工事費 | | 大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | 仮設施設整備工事費 | | 大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 |

| 改正後 | | | | | | 現行 | | | | | |
|--------|--------|------------------|----------|--|---|-----------------|--------|------------------|--|--|---|
| 別表 2 | | | | | | 別表 2 | | | | | |
| 算定基準 | | | | | | 算定基準 | | | | | |
| 1区分 | 2整備区分 | 3種目 | 4基準額 | 5対象経費 | 6負担割合 | 1区分 | 2整備区分 | 3種目 | 4基準額 | 5対象経費 | 6負担割合 |
| 病児保育施設 | 創設及び改築 | 本体工事費 | 38,924千円 | 病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。) | 市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕 | 病児保育施設 | 創設及び改築 | 本体工事費 | 38,230千円 | 病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。) | 市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕 |
| | | 設計料加算 | 1,946千円 | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 | | 設計料加算 | | 1,912千円 | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 | | |
| | | 環境改善加算 | 4,592千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 | | 環境改善加算 | | 4,511千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 | | |
| | | 地域の余裕スペース活用促進加算 | 4,018千円 | 地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用 | | 地域の余裕スペース活用促進加算 | | 3,947千円 | 地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用 | | |
| | | 特殊付帯工事費 | 16,415千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | | 特殊付帯工事費 | | 16,125千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | | |
| | | 解体撤去工事費及び仮施設設置備工 | 2,403千円 | 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事 | | | 解体撤去工事費及び仮施設設置備工 | 2,361千円 | 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事 |

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|-------|----------|--|------------------------------------|-------|----------|--|------------------------------------|
| | 事費 | 2 改築に際して仮施設を整備する場合 <u>4,281</u> 千円 | 費又は工事請負費 | | 事費 | 2 改築に際して仮施設を整備する場合 <u>4,205</u> 千円 | 費又は工事請負費 |
| | | 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | | | | 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | |
| 拡張 | 本体工事費 | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 | 病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 | 拡張 | 本体工事費 | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 | 病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 |
| | 設計料加算 | 本体工事費の5% | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 | | 設計料加算 | 本体工事費の5% | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 |
| | 環境改善加算 | <u>4,592</u> 千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 | | 環境改善加算 | <u>4,511</u> 千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 |
| | 特殊付帯工事費 | <u>16,415</u> 千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | | 特殊付帯工事費 | <u>16,125</u> 千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 |
| 大規模修繕 | 本体工事費 | 通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費 | 大規模修繕 | 本体工事費 | 通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費 |
| | 特殊付帯工事費 | <u>16,415</u> 千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | | 特殊付帯工事費 | <u>16,125</u> 千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 |
| | 仮施設整備工事費 | 大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | | 仮施設整備工事費 | 大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 |

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

| 1 区分 | 2 整備区分 | 3 種目 | 4 基準額 | 5 対象経費 | 6 負担割合 |
|--------------------|--------|----------------------|--|--|--|
| 放課後児童クラブ(1支援単位あたり) | 創設及び改築 | 本体工事費 | 第8条(1)に基づく場合 42,989千円 | 放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。) | 市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) |
| | | | 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,525千円 | | |
| | | | 第8条(4)に基づく場合 37,830千円 | | |
| | | ただし、放課後子ども総合プランによる場合 | 第8条(1)に基づく場合 85,978千円 | | |
| | | | 第8条(2)、(3)に基づく場合 63,050千円 | | |
| | | | 第8条(4)に基づく場合 75,660千円 | | |
| | | 賃借料加算 | 第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円 | 新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用 | 国 2/9 (1/2) |
| | | 特殊付帯工事費 | 第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4) |

現行

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

| 1 区分 | 2 整備区分 | 3 種目 | 4 基準額 | 5 対象経費 | 6 負担割合 |
|--------------------|--------|----------------------|--|--|--|
| 放課後児童クラブ(1支援単位あたり) | 創設及び改築 | 本体工事費 | 第8条(1)に基づく場合 42,228千円 | 放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。) | 市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) |
| | | | 第8条(2)、(3)に基づく場合 30,967千円 | | |
| | | | 第8条(4)に基づく場合 37,161千円 | | |
| | | ただし、放課後子ども総合プランによる場合 | 第8条(1)に基づく場合 84,456千円 | | |
| | | | 第8条(2)、(3)に基づく場合 61,934千円 | | |
| | | | 第8条(4)に基づく場合 74,322千円 | | |
| | | 賃借料加算 | 第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円 | 新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用 | 国 2/9 (1/2) |
| | | 特殊付帯工事費 | 第8条(1)に基づく場合 25,412千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,635千円 第8条(4)に基づく場合 22,362千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4) |

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|-----|---------------------|---|---|----|---------------------|---|---|
| | 解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費 | <p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,282</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,673</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,008</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,396</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,490</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,988</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p> | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | | 解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費 | <p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,241</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,643</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>1,972</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,336</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,446</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,936</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p> | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 |
| 拡張 | 本体工事費 | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 | 放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 | 拡張 | 本体工事費 | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 | 放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 |
| | 賃借料加算 | <p>第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円</p> | 新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。) | | 賃借料加算 | <p>第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円</p> | 新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。) |
| | 特殊付帯工事費 | <p>第8条(1)に基づく場合 <u>25,869</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,971</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>22,765</u>千円</p> | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | | 特殊付帯工事費 | <p>第8条(1)に基づく場合 <u>25,412</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,635</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>22,362</u>千円</p> | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 |

| 改正後 | | | | | |
|----------------------------------|--------|--------|---|--|--|
| 別表 4 | | | | | |
| 算定基準 (第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合) | | | | | |
| 1 区分 | 2 整備区分 | 3 種目 | 4 基準額 | 5 対象経費 | 6 負担割合 |
| 病児保育施設 | 創設及び改築 | 本体工事費 | 第8条(1)に基づく場合 <u>58,386</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>42,816</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>51,380</u> 千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。 | 病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を買収することより効率的であると認められる場合に限る。) | 市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10) |
| | | 設計料加算 | 第8条(1)に基づく場合 <u>2,919</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,141</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,569</u> 千円 | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 | |
| | | 環境改善加算 | 第8条(1)に基づく場合 <u>6,888</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>5,051</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>6,061</u> 千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 | |

| 現行 | | | | | |
|----------------------------------|--------|--------|---|--|--|
| 別表 4 | | | | | |
| 算定基準 (第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合) | | | | | |
| 1 区分 | 2 整備区分 | 3 種目 | 4 基準額 | 5 対象経費 | 6 負担割合 |
| 病児保育施設 | 創設及び改築 | 本体工事費 | 第8条(1)に基づく場合 <u>57,345</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>42,053</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>50,464</u> 千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。 | 病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を買収することより効率的であると認められる場合に限る。) | 市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10) |
| | | 設計料加算 | 第8条(1)に基づく場合 <u>2,868</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,103</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,524</u> 千円 | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 | |
| | | 環境改善加算 | 第8条(1)に基づく場合 <u>6,767</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>4,962</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>5,955</u> 千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 | |

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|-----|-------------------|--|--|----|-------------------|--|--|
| | 地域の余裕スペース活用促進加算 | 第8条(1)に基づく場合 6,027千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,420千円 第8条(4)に基づく場合 5,304千円 | 地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用 | | 地域の余裕スペース活用促進加算 | 第8条(1)に基づく場合 5,921千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,342千円 第8条(4)に基づく場合 5,210千円 | 地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用 |
| | 特殊付帯工事費 | 第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 | | 特殊付帯工事費 | 第8条(1)に基づく場合 24,188千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 17,738千円 第8条(4)に基づく場合 21,285千円 | 特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費 |
| | 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 | 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,605千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,643千円 第8条(4)に基づく場合 3,172千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,422千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,709千円 第8条(4)に基づく場合 5,651千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | | 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 | 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,542千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,597千円 第8条(4)に基づく場合 3,117千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,308千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,626千円 第8条(4)に基づく場合 5,551千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 |
| 拡張 | 本体工事費 | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 | 病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 | 拡張 | 本体工事費 | 内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。 | 病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 |
| | 設計料加算 | 本体工事費の5% | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 | | 設計料加算 | 本体工事費の5% | 本体工事費以外に別途必要となる設計料 |
| | 環境改善加算 | 第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 | | 環境改善加算 | 第8条(1)に基づく場合 6,767千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,962千円 第8条(4)に基づく場合 5,955千円 | 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用 |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | | |
|-----|--|-------------|--|-------------|----|--|-------------|--|-------------|-------------|
| | | 特殊付帯 工事費 | 第8条(1)に基づく場合 <u>24,623</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,057</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,668</u> 千円 | 特殊付帯 工事費 | | | 特殊付帯 工事費 | 第8条(1)に基づく場合 <u>24,188</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>17,738</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,285</u> 千円 | 特殊付帯 工事費 | 特殊付帯 工事費 |
| | | | | | | | | | | |

改正後

別紙様式1

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり

3 事業計画 別紙(2)のとおり

市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された申請書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

(1) 市町村及び設置主体の歳入歳出予算(見込)書抄本

(2) その他参考となる資料

現行

別紙様式1

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり

3 事業計画 別紙(2)のとおり

市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された申請書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

(1) 市町村及び設置主体の歳入歳出予算(見込)書抄本

(2) その他参考となる資料

改正後

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表

市町村名

(単位:円)

| 施設名 | 施設種別 | 設置主体 | 整備区分 | 交付金所要額 | 年次計画 | 抵当権 設置の有無 |
|------------------|------|------|------|--------|------|--------------|
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| | | | | | | 有・無 |
| 合計(<u>施設分</u>) | | | | | | |

- (1)施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2)設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3)整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4)年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

現行

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表

市町村名

| 施設名 | 交付金所要額 |
|-------------------|--------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 合計(<u>市町村分</u>) | |

改正後

現行

別紙(1)(2)

(略)

(略)

改正後

別紙様式2

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり管内市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

現行

別紙様式2

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事



令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり管内市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

改正後

現行

内訳表

(略)

(略)

改正後

現行

別紙様式3の1

別紙様式3の1

< 番 号 >

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書

市 町 村 名

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で申請のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

【なお、同日同号で申請のあった<施設名>に係る財産処分(抵当権設定)については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

本財産処分が完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を内閣総大臣に提出しなければならない。

また、抵当権が実行に移される場合には、内閣府における補助金等に係る財産処分通知の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号)2(1)に規定する額を、内閣総理大臣が別に定める日までに納付しなければならない。】

令和 年 月 日<発番>で申請のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

【なお、同日同号で申請のあった<施設名>に係る財産処分(抵当権設定)については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

また、承認にあたっては、「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」(平成27年7月13日付け府子本第204号)第8の4に定める条件を付すこととする。】

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

| | | |
|----------|---|---|
| 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 交付決定額 | 金 | 円 |

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第9条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(施行注意)

【 】内の字句は抵当権設定がある市町村においてのみ使用するものとする。

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

| | | |
|----------|---|---|
| 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 交付決定額 | 金 | 円 |

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第9条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(施行注意)

【 】内の字句は抵当権設定がある市町村においてのみ使用するものとする。

改正後

現行

別紙様式3の2

別紙様式3の2

< 番 号 >

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金変更交付決定通知書

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金変更交付決定通知書

市 町 村 名

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

都 道 府 県 知 事

印

1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この補助金の額は次のとおりである。

2 この補助金の額は次のとおりである。

| | | |
|---------|---|---|
| 今回交付決定額 | 金 | 円 |
| 前回交付決定額 | 金 | 円 |
| 差 引 額 | 金 | 円 |

| | | |
|---------|---|---|
| 今回交付決定額 | 金 | 円 |
| 前回交付決定額 | 金 | 円 |
| 差 引 額 | 金 | 円 |

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

改正後

現行

別紙様式4～6

(略)

(略)

改正後

現行

別紙様式7

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された報告書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

別紙様式7

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された報告書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

改正後

現行

別紙(1)(2)

(略)

(略)

改正後

別紙様式8

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日<発番>により交付された令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、別添のとおり管内市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

現行

別紙様式8

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日<発番>により交付された令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、別添のとおり管内市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

改正後

現行

内訳表

(略)

(略)

改正後

別紙様式9

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

現行

別紙様式9

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

改正後

現行

別紙

(略)

(略)

改正後

現行

別紙様式10

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付額確定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>をもって交付決定した令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別紙様式10

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付額確定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>をもって交付決定した令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

改正後

現行

別紙様式11

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱第9条(1)ク、(2)エの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

別紙様式11

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

印

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱第9条(1)ク、(2)エの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)